

○厚生労働省令第三百三十三号

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、及び食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十一条の三第一項の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月二十六日

厚生労働大臣 根本 匠

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

| | |
|-----|---|
| 改正後 | <p>食品衛生法施行規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 食品、添加物、器具及び容器包装（第一条―第二十条）</p> <p>第二章 監視指導（第二十一条）</p> <p>第三章 削除</p> <p>第四章 製品検査（第二十四条―第三十一条）</p> <p>第五章 輸入の届出（第三十二条―第三十四条）</p> <p>第六章 食品衛生検査施設（第三十五条―第三十七条）</p> <p>第七章 登録検査機関（第三十八条―第四十七条）</p> <p>第八章 営業（第四十八条―第七十一条）</p> <p>第九章 雑則（第七十二条―第七十九条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 監視指導</p> <p>第二十一条 法第二十一条の三第一項の広域連携協議会は、地方厚生局の管轄区域ごとに、当該地方厚生局並びに当該地方厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市及び特別区をその構成員として設ける。</p> <p>第三章 削除</p> <p>第二十二条及び第二十三条 削除</p> |
| 改正前 | <p>食品衛生法施行規則目次</p> <p>第一章 食品、添加物、器具及び容器包装</p> <p>第二章及び第三章 削除</p> <p>第四章 製品検査</p> <p>第五章 輸入の届出</p> <p>第六章 食品衛生検査施設</p> <p>第七章 登録検査機関</p> <p>第八章 営業</p> <p>第九章 雑則</p> <p>食品衛生法施行規則</p> <p>第二章及び第三章 削除</p> <p>第二十一条から第二十三条まで 削除</p> |

（傍線部分は改正部分）

附 則

この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。